

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	保険料の徴収猶予	
根拠条例等・条項	堺市国民健康保険条例第20条	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	<p>市長は、保険料の納付義務者がその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、12月以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収猶予ができる場合 <ol style="list-style-type: none"> 1：納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。 2：納付義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。 3：納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。 4：前各号に類する事由があったとき。 ・申請必要書類 <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料徴収猶予申請書（第14号様式） ・被保険者であることが確認できるもの ・罹災証明書（消防署発行）、事業開廃業等届書（税務署提出分）の写し等、その他徴収猶予申請事由が確認できるもの 	
標準処理期間	標準処理期間	7日
	標準処理期間を設定できない理由	